佐賀県障害者スポーツイベント開催支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、障害の有無に関係なく、県民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ実践のきっかけづくり及び競技人口拡大を図ることにより地域の活性化を図るため、障害者スポーツイベントを開催する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる各号の要件を満たすもののうち、知事が特に認めるものとする。

1. 毎年度６月１日から１２月３１日までの期間内に佐賀県内で実施される障害者スポーツイベントで、次のいずれかに該当すること

ア　（公財）日本障がい者スポーツ協会または同協会加盟団体が主催する日本一を決める大会で過去３年以内に日本一の実績を収めたスポーツ団体を招へいしたイベント

イ　アに準じるもので、一般のメディアの関心が非常に高く、多くの県民が障害者スポーツに親しむ契機となることや佐賀県の情報発信への効果が期待できるイベント

ウ　佐賀県が誘致したイベント

1. 補助事業期間中に障害者スポーツの普及のためにスポーツ体験会その他の交流事業を実施すること
2. 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とするものでないこと
3. 県又は県から補助金等の交付を受けている団体から補助事業に対して助成を　受けていないこと

（補助事業者）

第３条　補助の対象となる団体等（以下「補助事業者」という。）は、前条に定める補助対象事業を行う団体とする。

２ 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

　（１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３） 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　（４） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　（５） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　（６） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　（７） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　第１項の補助対象者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象経費、補助率及び補助金額）

第４条　補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は別表のとおりとし、補助金額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２　前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は１部とする。

３　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、２０日とする。

（補助金の交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。

（３）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、「佐賀県ローカル発注促進要領（平成２４年１０月９日付け商第１２５１号）」のとおり県内企業と契約するように努めること。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

（５）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（６）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

（７）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第２号により速やかに知事に報告しなければならない。

　　　また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

２　前項第２号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第３号のとおりとする。

（補助金の交付決定）

第７条　知事は、第５条の申請があった場合は、内容を審査したうえで必要と認める場合に、予算の範囲内において補助金の交付決定を行う。

２　知事は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知により申請者に　通知するものとする。

（実績報告）

第８条　規則第１２条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第４号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出期限は、事業完了（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）後１か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（補助金が全額概算払いで支払われた場合にあっては、補助金の交付決定に係る会計年度終了日から１０日以内）のいずれか早い日とし、その提出部数は１部とする。

（補助金の額の確定）

第９条　知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第７条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金の額の確定通知により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条　この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。この場合の補助金交付請求書は、様式第５号－１のとおりとする。

２　規則第15条第１項に規定する補助金交付請求書は、様式第５号－２のとおりとする。

（検査等）

第11条　知事は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに補助対象者に対して報告を求め、又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第12条　知事は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部取消、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を　命ずることができる。

（１）虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。

（２）その他、知事が不適当と認めたとき。

２　知事は、補助事業者が第３条第２項及び第３項の規定に該当することが　判明したときは、前項の規定を準用する。

（延滞金）

第13条　補助事業者は、前条の規定に基づき補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、県補助金の交付に関し必要な事項は　別に定める。

　　附　　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補　　助　　対　　象　　経　　費 | 補　助　率　等 |
| １　施設使用に要する経費県内施設使用料等２　イベントの実施・運営に要する経費（１）出演料・謝金（２）交通費・宿泊費（３）企画料（４）記録映像制作費（５）使用料・賃借料（６）消耗品費（７）印刷製本費（８）通信運搬費・手数料（９）著作権費（10）広告宣伝費（11）イベント当日の運営費（機材費、使用料・賃借料、警備費等）（12）イベント保険料　３　イベント事務局費（半年分）　人件費４　その他知事が認める経費 | 　１０／１０　以内（ただし、別に通知する額を限度とする。） |